

~安心して暮らせるように~

# 介護保険



介護保険制度は、日常生活で介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で安心して、自立した暮らしが送れるように、みんなで支えあうしくみです。

町では、どのようなサービスをどのぐらい整備するか、また保険料はいくらに設定するかなどを盛り込んだ「第3期介護保険事業計画」を策定し、7年目を迎える介護保険制度の一層の充実を図ります。

安心して適切なサービスを利用していただけよう、あらためて介護保険のしくみをお知らせしますので、いつでもお気軽にご相談ください。

## 介護保険のしくみQ&A



サービスを利用できる人は？



65歳以上の方で介護が必要であると認定された方と、40歳から64歳の方で脳血管疾患などの特定の疾病により介護が必要であると認定された方です。

※「特定の疾病」には、がん末期の疾病が加わり、全部で16疾病となりました。



認定を受けるには？



まず、長寿介護課または地域包括支援センターにご相談ください。申請をしていただいた後に、認定調査員が訪問して介護の状態を伺います。また、主治医の先生からは、介護が必要な意見をいただきます。



どんなサービスがあるの？



デイサービスやヘルパー派遣などの在宅サービスや、特別養護老人ホームなどの施設サービスがあります。

※施設サービスの利用は、要介護1以上の認定を受けた方が対象となります。



費用はどうなっているの？



サービスの費用は、半分を保険料として40歳以上の方に納めていただき、残りは公費（税金）で負担しています。介護保険は、町が保険者となりみんなで支えていく制度です。



サービスを利用すると負担はあるの？



原則として受けたサービスの費用の1割を負担していただきます。また、施設サービスを利用した場合は、そのほかに食費などの負担があります。なお、所得の低い世帯の方には、食費などの費用が減額される制度（特定入所者介護サービス費）や、同じ月に利用したサービスの1割の負担額が一定額を超えたときは、後から高額介護サービス費として支給される制度があります。



### 快適で安全な生活を

介護保険の在宅サービスのうち、定額の基準限度額の範囲で受けられる「住宅の改修」と「福祉用具の購入」の補助制度があります。利用する方も介護をする方も、ともに快適で安全な在宅生活を送っていただくために、ケアマネジャーなどと相談して、上手に活用してください。

また、「福祉用具の貸与」では、利用する方の自立を支援する考えから、要支援1・2または要介護1の方は、原則として、車いす、特殊寝台などの用具は、保険給付の対象外となります。ただし、「日常的に起き上がりが困難」などの理由により、例外的に利用できる場合があります。

### 住宅の改修

住宅改修の申請は、事後申請で行われていましたが、悪質な事業者による住宅改修を未然に防止し、また、利用する方の身体状態からは適当でない改修の防止のために、今後は、必ず事前に申請が必要になりました。改修を希望する方は、ケアマネジャーに相談し、必ず事前に

長寿介護課へ連絡をしてください。対象となる住宅の改修は次の5項目で、支給限度基準額は、原則20万円です。

- 廊下や階段、浴室などへの手すり設置
- 床などの段差解消、スロープ設置
- 滑り防止の床材・塗装材の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器への取替え

### 福祉用具の購入

対象となる福祉用具の購入は、次の5品目で、支給限度基準額は、1年を単位として10万円です。

- 腰掛けの便座
- 特殊尿器
- 入浴補助用具（入浴用いす・浴槽内手すりなど）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分

給付方法 いったん、費用の全額をお支払いいただき、後からかかった費用の9割を町から給付します。申請方法 申請書と領収書などの添付書類を提出していただきます。なお、住宅改修の申請は、必ず改修を行う前に申請が必要です。ご注意ください。

### 特定入所者 介護サービス費

介護保険の施設サービス（短期入所を含む）を利用する場合は、今年の10月から、原則として居住費や食費を全額自己負担していただくことになりましたが、利用する方の負担が重くならないよう、所得の低い方には負担が軽減される制度があります。この制度に該当する方には、利用している施設や利用している方に直接通知しますので、確認のうえ申請してください。なお、新たに施設サービスを利用する場合は、長寿介護課にご相談ください。

### ご存知ですか？ 『地域包括支援センター』

4月から開設している「地域包括支援センター」では、高齢者の介護に関する相談や、高齢者の皆さんが日ごろの生活のなかで困っていること、心配なことなどを、保健師や社会福祉士などの専任の職員がお手伝いします。ので、どんなことでもお気軽にご相談ください。

場所 さくら館2階  
連絡先 ☎6-0006

照会先 長寿介護課  
☎5-7790

### 関東体育指導委員 協議会表彰を受賞

6月9日、千葉県木更津市で開催された「関東体育指導委員協議会表彰式」の席上で、体育指導委員の松本靖子さん（仙石原）が関東体育指導委員協議会から表彰されました。松本さんは昭和61年に体育指導委員に就任以来、永年にわたり町民のスポーツ振興に尽力された功績が認められたものです。



### 長寿夫妻記念品の贈呈

9月15日（金）の「老人の日」にちなみ、結婚50年または、60年を迎えるご夫妻の長寿をお祝いして、記念品を贈呈します。

今年の9月1日（金）まで引き続き3か月以上町内に居住し、住民登録または外国人登録されているご夫妻で次に該当する方が対象となります。

#### ●結婚50年を迎える夫妻

昭和30年9月16日から昭和31年9月15日までに結婚されたご夫妻

#### ●結婚60年を迎える夫妻

昭和20年9月16日から昭和21年9月15日までに結婚されたご夫妻

なお、結婚50年、60年を過ぎて、まだ記念品を受けていないご夫妻も該当しますので申し出てください。

申込方法 所定の用紙が長寿介護課、出張所、やまなみ荘にありますので必要事項を記入してお申し込みください。

申込期限 7月31日（月）

贈呈日（訪問日）9月予定

照会先 長寿介護課 ☎5-7790

### 町制50周年記念式典にご招待

今年は、町制施行50周年を迎える記念の年です。これを記念して9月30日（土）9時30分から、仙石原文化センターで記念式典を開催します。

町内にお住まいで、今年、金婚式をお迎えになるご夫妻を記念式典にご招待します。式典への参加を希望する方は、8月31日（木）までに、電話でお申し込みください。

申込・照会先 庶務課 ☎5-9561